

地理空間情報活用推進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）について
Basic Plan for the Advancement of Utilizing Geospatial Information
(Cabinet Decision of March 24, 2017)

企画部 永田勝裕¹・石関隆幸・内山裕一・池田彰弘・吉田健一・植田勲・海野岳彦
Planning Department Katsuhiko Nagata, Takayuki Ishizeki, Yuichi Uchiyama, Akihiro Ikeda,
Kenichi Yoshida, Isao Ueda and Takehiko Umino

要 旨

平成 29 年 3 月 24 日、地理空間情報の活用に関する施策の基本となる事項を定めた「地理空間情報活用推進基本法」の規定に基づき、地理空間情報の活用推進に関する政府の基本的な計画である「地理空間情報活用推進基本計画（第 3 期）」が閣議決定された。

本基本計画は、第 1 期及び第 2 期の地理空間情報活用推進基本計画において形成された、基盤地図情報や準天頂衛星初号機の整備による日本独自の測位基盤を活用し、高精度で利用価値が高く、リアルタイムで利用が可能な地理空間情報を IoT（モノのインターネット）・ビッグデータ・AI（人工知能）等の先進技術と融合させることで、様々な社会課題の解決や新産業・新サービスの創出を目指すものである。

そのため、政府は、本基本計画に基づき各施策の目標やその達成期間等について検討を行い、毎年度の進捗状況のフォローアップを実施するだけでなく、地理空間情報の活用をより戦略的に進めるため、重点的に取り組むべき施策を「シンボルプロジェクト」として選定することにより、取組の内容を具体的に示している。

国土地理院は、誰もが利用可能な位置の基準である基盤地図情報や我が国の地図の基本となる電子国土基本図等を社会基盤として整備し、これに準天頂衛星システムを中核とした衛星測位情報や様々な高精度な 3 次元地理空間情報を、高い精度で位置の基準に整合させる仕組みの検討を行うことで、防災、交通・物流、生活環境、地方創生、海外展開等の幅広い分野で地理空間情報が高度に利活用される世界最高水準の「地理空間情報高度活用社会」（G 空間社会）の実現を目指していく。

1. はじめに

1.1 政府の地理空間情報活用推進体制

政府における地理空間情報の活用推進は、全府省の局長級を構成員とする地理空間情報活用推進会議（以下「推進会議」という。）の主導の下、各府省間の連携・協力により総合的かつ計画的に進められている（図-1）。

国土地理院は、推進会議（及びその前身組織）の発足当初より、その事務局として中心的な役割を担ってきている。

なお、地理空間情報活用推進基本計画（第 3 期）を着実に実行する専門的かつ強力な推進体制の構築が必要との観点から、内閣官房に地理空間情報活用推進室が新たに設置されるなど、更なる組織体制の充実・強化が適時に進められているところである。

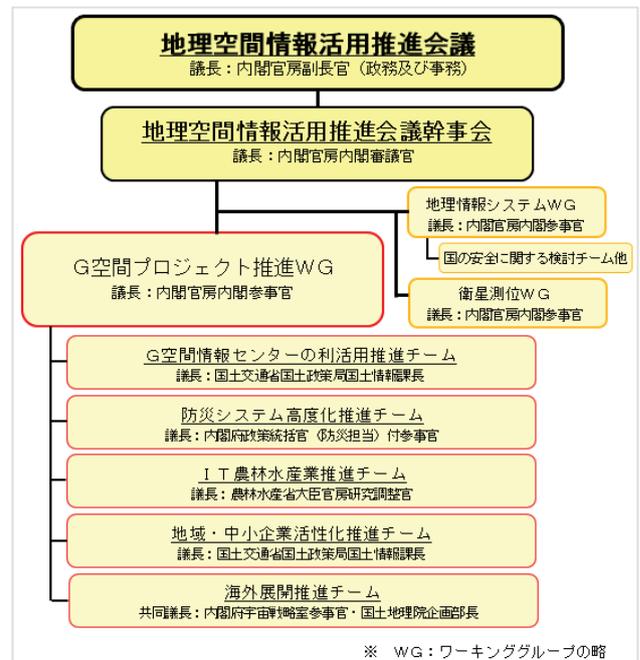


図-1 地理空間情報活用推進会議の組織体制（本基本計画策定時）

1.2 地理空間情報活用推進基本計画（第 3 期）策定の背景

平成 19 年に制定された「地理空間情報活用推進基本法」（以下「基本法」という。）に基づき、政府は、平成 20 年には第 1 期の、平成 24 年には第 2 期の「地理空間情報活用推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、産学官による推進体制の整備、社会基盤としての地理空間情報の整備・提供、衛星測位の高度な技術基盤の確立など、地理空間情報を活用するための環境整備を進めてきた。

現所属：¹ 中部地方測量部

また、基本計画に基づいた各施策の具体的な実施目標や達成期間を「地理空間情報の活用推進に関する行動計画」(G空間行動プラン)として取りまとめ、各府省が一体となり、総合的・計画的に実行している。

こうした「第1期・第2期の基本計画」(以下「前基本計画」という。)の成果を踏まえつつ、IoT・ビッグデータ・AI等の先端技術により第4次産業革命が進展する中、高度な地理空間情報活用技術を幅広い分野において社会実装することで、産学官民の協調による共通基盤の構築と、それらを活用可能とする環境整備を通じた新たな成長の実現を図るとともに、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)を契機として、地理空間情報の高度な活用を対外的にアピールし、新たなビジネスチャンスの拡大や国際貢献に取り組むことの必要性を背景に、「地理空間情報活用推進基本計画(第3期)」(以下「本基本計画」という。)の策定が進められた。

1.3 本基本計画の基本的構成

本基本計画は、二部構成となっており、第1部では、地理空間情報の流通・利活用技術の向上により実現が見込まれる理想的な社会状況に関する認識を共有し、前基本計画の総括と現状の課題を整理することで、我が国が目指すべき姿を定めている。

第2部では、目指すべき姿を実現するため、地理空間情報の整備・流通・利活用、高精度・高信頼な測位サービスの展開及び教育・人材育成を柱とした活用推進に関する具体的施策を体系的に整理して示している。

その具体的な構成は、以下に示すとおりである。

第1部 地理空間情報の活用の推進に関する施策についての基本的な方針

<p><u>地理空間情報の活用推進政策に関する認識</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報の流通と利活用技術の飛躍的な向上に伴い実現する社会状況を整理し、認識を共有。 <p><u>地理空間情報を巡る現状と課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前基本計画の取組を総括し、社会情勢の変化に伴い生じる課題を記載。 <p><u>目指すべき姿と実現のための施策の基本方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・前項の課題を踏まえ、我が国が「目指すべき姿」として定めた5つの目標を記載。 <p><u>基本計画の効果的推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の基本政策や他の計画との整合・連携、行動計画の策定・フォローアップ等の実施、戦略的推進に向けた「シンボルプロジェクト」の選
--

定等、計画の推進方策を記載。

第2部 地理空間情報の活用推進に関する具体的施策

<p><u>地理空間情報を高度に活用するための基盤と環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用の仕組みの構築、準天頂衛星システム及び地理情報システム(GIS)の整備推進等の施策を記載。 <p><u>高精度な地理空間情報の高度な活用～東京2020大会をショーケースに</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新産業・新サービスの創出、東京2020大会を契機とする我が国の姿を提示等の施策を記載。 <p><u>暮らしの中で実感できる地理空間情報の活用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強く持続可能で強靱な国土・安全安心で質の高い暮らしの実現及び行政の効率化・高度化の推進等の施策を記載。 <p><u>地理空間情報の活用による海外展開・国際貢献</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連委員会等における取組の支援及び準天頂衛星による測位サービス・電子基準点網整備に関する協力等の施策を記載。 <p><u>地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係主体の推進体制・連携強化、知識の普及・人材育成等の推進、研究開発の戦略的推進及び「シンボルプロジェクト」等の施策を記載。

2. G空間社会の実現に向けた現状及び課題

2.1 地理空間情報の活用推進政策に関する認識

本基本計画では、第4次産業革命において、位置と時間及び付随する関連情報からなる地理空間情報が、サイバー空間と現実社会の融合による超スマート社会(Society 5.0)を実現させる鍵であり、イノベーションの源であるとの考えの下、地理空間情報をIoT・ビッグデータ・AIにより収集し、重ね合わせて分析することで、国民生活の利便性向上、新産業・新サービスの創出、雇用の拡大が進むとの認識に基づき、政策の方向性を定めている(図-2)。



図-2 地理空間情報の活用推進政策に関する認識

2.2 前基本計画の総括

前基本計画における GIS、衛星測位及び東日本大震災後に強化された防災・復興分野での地理空間情報の活用に関する主な取組は、以下に示すとおりである。

【前基本計画における主な取組】

- ① 基盤地図情報と電子国土基本図を一体的に整備・更新し、「地理院地図」としてインターネットによる提供サービスを開始
- ② 準天頂衛星システム等により取得した位置情報を利用するサービスが広く普及
- ③ G空間情報センターによる提供サービスを開始
- ④ 準天頂衛星 4 機体制の整備時期の目途を明示し、初号機の内閣府への移管と 2 号機から 4 号機までの整備を進め、4 機体制での運用に必要な地上設備を整備
- ⑤ 「宇宙基本計画」（平成 27 年 1 月 9 日宇宙開発戦略本部決定）において、平成 35 年度を目途とした準天頂衛星 7 機体制の確立を決定
- ⑥ 発災時の初動対応・応急対策活動支援、復旧・復興段階における地籍情報の復旧支援、浸水想定区域の設定・ハザードマップの策定支援等による被災地復興支援を実施
- ⑦ 全国の電子基準点による地殻変動の即時把握技術の開発、都市災害時の地下街等において情報伝達の実証事業等を実施

2.3 目指すべき姿と実現のための施策

本基本計画では、産学官民が協調して、高精度で利用価値の高い地理空間情報をリアルタイムに利用できる環境の整備を行うとともに、IoT・ビッグデータ・AI等の先端技術を高度に活用することで、我が国の社会課題の解決や新産業・新サービスを創出する「地理空間情報高度活用社会」（G空間社会）の実現を目指している。

世界最高水準のG空間社会の実現に向け、我が国が目指すべき姿として、以下に示す5つの目標を定めている（図-3）。

【目指すべき姿（5つの目標）】

- ① 災害に強く持続可能な国土の形成への寄与
 - ・一人一人の命を救う情報収集・共有等による災害対応力の強化・高度化，社会資本維持管理の効率化・高度化。
- ② 新しい交通・物流サービスの創出
 - ・高精度測位情報による新時代の交通，物流システムの実現。
- ③ 人口減少・高齢社会における安全・安心で質の高い暮らしへの貢献
 - ・多様で豊かな暮らしのための高齢者等へのモビリティ向上サービス，住民の身近なサービス分野での利活用。
- ④ 地域産業の活性化，新産業・新サービスの創出
 - ・地方創生を加速する IT 農林水産業，i-Construction による省力化・生産性向上。
- ⑤ 地理空間情報を活用した技術や仕組みの海外展開，国際貢献の進展
 - ・測位インフラ，関連ビジネス，人材育成等をパッケージ化し世界に広げる。
 - ・東京 2020 大会を G 空間社会のショーケースに。

そして、これらの目指すべき姿を実現するため、以下に示す3つの手段を柱とした施策を推進することとしている（図-3）。

【実現する方法（3つの手段）】

- ① G空間情報センターを中核とした産学官民連携による地理空間情報の整備・流通・利活用
- ② 準天頂衛星システムや電子基準点網の高度化等による高精度・高信頼性の測位サービスの展開
- ③ 地理空間情報に関するリテラシー教育，人材育成



図-3 地理空間情報を高度に活用する社会のイメージ

2.4 基本計画の効果的推進

本基本計画では、計画を効果的に推進するため、政府の基本戦略や基本方針等との整合を図ることで、連携効果を十分に発揮できるよう考慮している。

また、各府省における施策のより具体的な目標及びその達成期間等を整理・検討し、毎年度、その進捗状況のフォローアップを行うだけでなく、地理空間情報の活用をより戦略的に進めるため、重点的に取り組むべき施策を「シンボルプロジェクト」として選定することで、事業の姿を具体化し、産学官民連携の下で取組を加速させていく。

更に、これらの研究や実証により得られた成果を社会へ着実に還元するため、重要業績評価指標 (KPI) を含めた工程表を策定しており、今後は、この工程表に基づき、施策の進捗状況を検証し、急速な技術革新等の動向も踏まえつつ、必要に応じた改訂を行うことで、より一層の進捗を図っていく。

選定した13の「シンボルプロジェクト」は、以下に示すとおりである。

【シンボルプロジェクト】

- ① 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化
- ② 津波浸水被害推計システムの運用
- ③ G空間防災システムの普及の促進
- ④ 高度な自動走行システムの開発・普及の促進
- ⑤ 準天頂衛星を活用した無人航空機物流事業の促進
- ⑥ 屋内空間における高精度測位環境づくりの促

進

- ⑦ G空間情報センターを活用した大規模イベント来場者等の移動支援
- ⑧ 農業機械の自動走行技術等の開発・普及の促進
- ⑨ 地理空間情報とICTを活用した林業の成長産業化の促進
- ⑩ i-Constructionの推進による3次元データの利活用の促進
- ⑪ 中小企業・小規模事業者の研究開発・サービスモデル開発の推進
- ⑫ 電子基準点網及び準天頂衛星システムを活用した高精度測位サービスの海外展開
- ⑬ 地理空間情報の循環システムの形成

これらの施策により、地理空間情報を活用した世界最高水準のサービスを実現させ、また、東京2020大会において提供することで、更なる社会実装の取組を進めるとともに、制度面の課題を整理することで、必要に応じた本基本計画及び関係法令の改正等を含む見直しを行っていく。

3. 地理空間情報の活用推進に関する具体的施策 (国土地理院関連施策)

本基本計画における、地理空間情報の活用推進に関する具体的な施策の概要について、国土地理院が取り組む事項を中心に記載する。

3.1 地理空間情報を高度に活用するための基盤と環境の整備

(1) 新たな価値を自律的に生み出す地理空間情報の活用の仕組みの構築

- ・ 国土地理院が整備する、社会的なニーズに対応した利用価値の高い地理空間情報をG空間情報センターにおいても利活用が可能となるよう必要な連携を進める。
- ・ 高精度な3次元地理空間情報と衛星測位情報を組み合わせ、円滑かつ一元的に活用するための標準的な仕組みや手法を整備する。
- ・ 相対的な位置精度が高い地理空間情報を絶対的な位置精度が高い地理空間情報にひも付けるための仕組みを構築する。
- ・ 衛星測位情報と高精度な3次元地理空間情報の相互位置を、高い精度で整合させる仕組み作りを推進する。
- ・ 高精度な3次元地理空間情報の流通・利活用の円滑化を図るため、共通して整備すべき事項の標準化を推進する。
- ・ 地理空間情報の品質担保に資する最新の技術動向を踏まえた統一的な規格や作業マニュアルの整

- 備・更新及び品質確保のための体制づくりを継続的に行う。
 - ・地理情報標準プロファイル (JPGIS) を適時に改定し、地方公共団体や民間事業者における使用の促進を図る。
 - ・測量に関する新技術や手法が開発・実用化された場合には、その動向を踏まえた技術基準や規程等を策定する。
- (2) 準天頂衛星システムの整備推進及びその利活用促進等
- ・高精度測位が可能となる高度な位置情報基盤を整備するため、電子基準点網の高度化と適切な維持管理を行う。
 - ・準天頂衛星システムを中核としたマルチ GNSS によって実現する、高精度・高信頼性のリアルタイム測位サービスや屋内測位環境の整備・実用化を推進する。
- (3) 社会の基盤となる地理空間情報及び GIS の整備推進
- ・我が国の領土・領海等を正確に明示するため、遠隔離島への基準点設置及び維持管理を行う。
 - ・基盤地図情報と電子国土基本図を一体的に更新し、速やかに「地理院地図」を通じて公開する。
 - ・国土の位置の基準を高精度に維持・管理するため、VLBI 観測、水準測量、重力測定等の結果を電子基準点と関連づける。
 - ・絶対的な位置の基準に基づく時間分解能の高い地理空間情報の体系的な整備を行うため、電子基準点網の安定的な運用、継続的な維持管理・高度化を行う。
- 3.2 高精度な地理空間情報の高度な活用～東京 2020 大会をショーケースに**
- (1) 高精度な地理空間情報の高度な活用による新産業・新サービスの創出
- ・3次元データや ICT を活用して生産性の向上を図る i-Construction 等において関連施策を実施する。
- (2) 東京 2020 大会において我が国の姿を全世界に
- ・衛星測位が困難な屋内や地下空間において、Wi-Fi やビーコン等のパブリックタグとしての登録・設置を促進する。
- 3.3 暮らしの中で実感できる地理空間情報の活用**
- (1) 災害に強く持続可能で強靱な国土の形成
- ・公共測量成果等の迅速かつ効率的な復旧を行うために必要な補正パラメータ作成用ソフトウェア及び作業マニュアルの整備等を行う。
 - ・測量用航空機や小型無人機を運用し、緊急撮影により取得した被災情報等の提供を行う。
 - ・国土の変動や変化を面的に監視するため、人工衛星 SAR 観測を継続的に行い、データ利活用の推進及び地震による地殻変動・火山変動・地盤沈下等の検出を行う。
 - ・先進レーダ衛星の利活用や航空機 SAR の研究開発、電子基準点網の解析手法の高度化、夜間における浸水範囲の把握手法の検討等を行う。
- (2) 安全・安心で質の高い暮らしの実現
- ・自動走行技術の活用によるモビリティ向上サービス、屋内外の測位環境の整備による移動支援、位置情報の活用による各種サービス等を実現するために必要な関連施策を実施する。
- (3) 行政の効率化・高度化の推進
- ・管理施設等を識別するため、場所情報コードを利活用するなど、ICT 等を活用したインフラマネジメントを実現する。
 - ・新たな測量技術を活用し、公共測量のより一層の効率化を図るため、技術的支援の実施、技術マニュアル等の普及啓発、作業規程の準則等への反映を行う。
 - ・基本測量と公共測量における効率的な作業の調整を図るため、測量計画機関等に対する適時の情報提供や普及啓発、講習等を継続的に実施することにより、測量関連業務に携わる行政職員の人材育成を支援する。
- 3.4 地理空間情報の活用による海外展開・国際貢献**
- ・「国連地球規模の地理空間情報管理に関する専門家委員会」(UN-GGIM) の取組に対応した国際 VLBI 事業・国際 GNSS 事業等、地球規模の国際共同観測による世界測地系の構築・維持を支援する。
 - ・アジア太平洋地域における地理空間情報基盤整備の推進及び関連政策に関する情報交換を目的とした「国連地球規模の地理空間情報管理に関するアジア太平洋地域委員会」(UN-GGIM-AP) の中心的な役割を担う。
 - ・「地球規模の測地基準座標系」(GGRF) の実現に向け、国際連合、国際測地学協会 (IAG)、国際測量者連盟 (FIG) 等との連携を図り、位置の基準が定められていない国々の正確な緯度・経度の測定を支援する。
 - ・各国における GNSS データの整備・流通・利用を促進するため、全球統合測地観測システム (GGOS) やアジア太平洋地域の測地基準座標系の基盤強化を支援する。

- ・アジア太平洋地域の VLBI 共同観測を主導するとともに、独立行政法人国際協力機構（JICA）などの関係機関と緊密に連携し、相手国からの研修員受入れや相手国への専門家派遣を実施するなど、電子基準点網整備への協力・助言を行う。
- ・i-Construction について、準天頂衛星システムの高精度測位機能や電子基準点網とも組み合わせ、技術基準、制度、人材育成などを一体とした展開を図るための検討を行う。
- ・産学官民で連携し、我が国の先進的な GIS 及び衛星測位関連技術と人材育成支援等をパッケージとした展開を進める。
- ・UN-GGIM や国際標準化機構（ISO）地理情報専門委員会（TC211）の総会等の国際会議における議論に積極的に参加・貢献する。

3.5 地理空間情報の整備と活用を促進するための総合的な施策

(1) 関係主体の推進体制、連携強化

- ・基盤地図情報や電子国土基本図等の整備・更新に利用可能な国や地方公共団体が整備・保有する地理空間情報を効率的に活用・共有するための連携・協力体制を、それぞれの地域の実情に合わせて構築する。
- ・民間事業者や大学・研究機関等の産学官民における関係者・有識者と連携した取組をより充実させる。

(2) 知識の普及・人材の育成等の推進

- ・産学官の連携による「G空間 EXPO」を開催し、新産業・新サービスの創出や、既存サービスの高度化に関する提案や創意工夫を掘り起こすとともに、国民に対する地理空間情報の普及啓発を行う。
- ・高等学校での地理教育必修化の検討等、地理空間情報の重要性に関する認識が高まる中、地理教育の充実に向けた継続的な支援等の取組に関する検討を行う。
- ・測量技術者と他分野技術者の連携や他分野技術者へ測量技術の習得を企図するなどの方策を行う。

(3) 研究開発の戦略的推進

- ・各分野で実施される様々な研究の成果は、推進会議におけるフォローアップ等による継続的な検証を行うとともに、国民生活へ広く還元できるよう、社会実装へ円滑に繋げる仕組みを構築していく。

(4) 重点的に取り組むべき施策

国土地理院では、2.4 節に記載した「シンボルプロジェクト」のうち「⑫ 電子基準点網及び準天頂衛星システムを活用した高精度測位サービスの海外展開」

を内閣府宇宙開発戦略推進事務局と協力して主体的に進めていく。

これにより、ASEAN 地域や豪州において、相手国の要望・ニーズを踏まえつつ、我が国と共通の世界測地系（世界規模の測地基準座標系）や準天頂衛星の利用環境の展開を図ることで便利で安心な社会の構築に貢献するとともに、電子基準点網が統合的に運用され、高精度測位のための補正情報が民生部門で利用可能となるよう、高精度測位サービスの普及を進めていく。（図-4）。



図-4 電子基準点網及び準天頂衛星システムを活用した高精度測位サービスの海外展開

4. 本基本計画策定までの経緯

本基本計画は、推進会議事務局である内閣官房を筆頭とし、国土地理院と国土交通省国土政策局が中心となり、衛星測位等に関する記述については内閣府宇宙開発戦略推進事務局との連携の下、関係各府省と密に調整を図りつつ策定を進めてきた。

また、地理空間情報産学官連携協議会の枠組み等を通じて産学からの意見を取り入れるとともに、パブリックコメントを実施し、広く一般の方からの意見を募集した。

国土地理院では、政府における検討に先立ち、測量行政の観点から基本計画に記載すべき事項を整理するため、国土地理院技術協議会（会長：国土地理院参事官）地理空間情報活用推進基本計画分科会において、基本計画政府骨子（案）の目指すべき姿及び理念との共有を念頭に置いた検討を進め、その結果を測量行政懇談会基本政策部に諮問（外部有識者に意見聴取）した上で、（測量行政関連分野におけ

る)「次期基本計画の考え方(案)」としてとりまとめた。また、国土政策局では、国土政策の観点から有識者等を交えた検討を行い、本基本計画策定にあたっての基本的方針の整理を行っている。

こうした検討及び整理の結果を踏まえ、推進会議事務局として本格的な検討を開始し、はじめに、推進会議幹事会(第 15 回)において「地理空間情報活用推進基本計画(第 3 期)骨子(案)」を確定させ、基本計画本文素案の作成及び「シンボルプロジェクト」の選定に着手した。

基本計画本文素案の作成は、第 I 部を国土政策局が、第 II 部を国土地理院が、全体を通して衛星測位等に関する記述を内閣府宇宙開発戦略推進事務局が担当し、「シンボルプロジェクト」の選定は、G 空間プロジェクト推進 WG の各推進チームの議長が中心となって検討を進めた。

この間、各府省及び産学との間で継続的な調整及び意見交換を重ね、推進会議幹事会(第 16 回)において「地理空間情報活用推進基本計画(第 3 期)本文案」を確定した。この本文案に基づき、各省での幹部説明・財務協議及びパブリックコメント等を行い、推進会議(第 11 回)において「地理空間情報活用推進基本計画(第 3 期)案及び工程表案」を確定した。

その後、政治的な一連の手続き及び内閣官房による閣議請議の結果、本基本計画が閣議決定されるに至った。

本基本計画策定までの主な経緯は、表-1 のとおりである。

表-1 本基本計画の策定に関する主な経緯

平成 27 年
<u>10 月</u> ○ 院内で測量行政分野に関する基本計画策定方針の検討を開始
<u>11 月</u> ○ 院内で策定方針を了承
<u>12 月</u> ○ 地理空間情報活用推進基本計画分科会第 1 回(4 日)、第 2 回(21 日)を開催
平成 28 年
<u>1 月</u> ○ 測量行政懇談会基本政策部会(第 14 回)へ測量行政分野に関する策定方針・スケジュールを報告(18 日) ○ 基本政策部会での検討状況を測量行政懇談会へ報告(22 日) ○ 地方測量部を通じて全国の産学官関係者に対し、課題、意見、要望等の調査を実施(22 日)

<u>2 月</u> ○ 地理空間情報活用推進基本計画分科会第 3 回を開催し、基本計画の考え方(案)を整理(24 日)
<u>3 月</u> ○ 測量行政懇談会基本政策部会(第 15 回)へ産学官調査の結果及び基本計画の考え方(案)を報告(2 日) ● 推進会議幹事会(第 14 回)を開催し、基本計画政府骨子(案)及び策定スケジュールを提示(4 日) ● 各府省へのヒアリングを実施(下旬) □ G 空間基本計画に関する官民勉強会(第 1 回)(30 日)
<u>4 月</u> □ 宇宙基本計画の閣議決定(1 日) ● 推進会議事務局による本格的な検討開始 □ G 空間基本計画に関する官民勉強会(第 2 回)(25 日)
<u>5 月</u> ● 基本計画政府骨子(案)を各省及び産学官連携協議会へ照会(上旬) ● 推進会議幹事会(第 15 回)を開催し、基本計画骨子(案)を確定(30 日)
<u>6 月</u> ○ 基本計画の考え方(案)を基本政策部会長が承認(27 日) ● 基本計画本文素案の作成を開始(～12 月)
<u>7 月</u> ○ 測量行政懇談会(第 18 回)に基本計画の考え方及び政府骨子(案)を報告(15 日) ○ 基本計画の考え方(案)に対応する個別施策の割り振り調整を各部・センターと実施(下旬) ● 重点的に取り組むべき施策(「シンボルプロジェクト」)の選定を開始(～12 月)
<u>8 ～ 12 月</u> ● 基本計画本文素案の作成及び「シンボルプロジェクト」の選定を継続的に実施 ● 各府省との調整及び産学関係者との意見聴取等を継続的に実施
<u>11 月</u> □ G 空間基本計画に関する官民勉強会(第 3 回)(1 日) □ G 空間情報センターの運用開始(24 日)
<u>12 月</u> ● 推進会議幹事会(第 16 回)を開催し、地理空間情報活用推進基本計画(第 3 期)本文案を確定(16 日)

平成 29 年
1 月
<ul style="list-style-type: none"> ● 各府省に対し、財務協議（一次）の実施依頼（6日～13日） ○ 省内幹部に対し、基本計画本文書の概要及びスケジュールを説明（下旬）
2 月
<ul style="list-style-type: none"> ● パブリックコメントの実施（1日～21日） ● 各府省に対し、財務協議（二次）の実施依頼（22日～） ● 各省正式協議を実施（23日～1日） ● 基本計画用語集の作成及び各府省との調整（～3月） ○ 大臣を含めた省内幹部に対し、パブリックコメントの結果を踏まえた概要説明（下旬）
3 月
<ul style="list-style-type: none"> ● 推進会議（第11回）を開催し、地理空間情報活用推進基本計画（第3期）案及び工程表案を確定（3日） ● 自民党G空間情報活用推進特別委員会（7日） ○ 測量行政懇談会（第19回）に基本計画（案）を報告（14日） ● 公明党内閣部会、ICT社会推進本部、宇宙の開発・利用委員会合同会議（14日）及び政調部会長会議（16日） ● <u>閣議決定（24日）</u>
4 月
<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房に地理空間情報活用推進室を設置

※ 表中の ○ は国土地理院の、● は推進会議事務局の取組事項、□ はその他関係部局等による。

5. まとめ

平成 19 年 5 月に基本法が制定されてから 10 年の節目を迎える本年 3 月、本基本計画が閣議決定された。

前基本計画は、地理空間情報を利活用するために必要な基盤インフラの整備を中心とした内容であり、政府は、これに基づき、準天頂衛星の打上げ、基盤地図情報や電子国土基本図の整備、地理院地図による各種情報の提供、電子基準点網の整備、G 空間情報センターの本格運用等を行い、その環境整備を着実に進めてきた。

本基本計画は、これらの基盤インフラを活用し、最新情報技術及び位置基準と統合した高精度測位技術を社会実装することで地理空間情報高度利活用社会の実現を目指すものとして策定を進めてきた。

国土地理院では、地理空間情報に関する基盤インフラの整備や保有する地理空間情報のより一層の利活用の促進を図るとともに、測地基準座標系と測位基盤の効果的な連携や地理教育支援等による人材育成に向けた取組を進めることで、本基本計画の着実な推進を図っていく。

併せて、推進会議の事務局として、我が国の地理空間情報活用推進に向けた様々な取組に関する企画、立案及び総合的な調整等を行うことで、引き続き、政府における地理空間情報活用推進施策を、積極的に牽引していかねばならない。

（公開日：平成 29 年 8 月 9 日）

参 考 文 献

- 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）。
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成 20 年 4 月閣議決定）。
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成 24 年 3 月閣議決定）。
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）。
- 国土地理院企画部地理空間情報企画室（2008）：「地理空間情報活用推進基本計画」における国土地理院の取り組み，国土地理院時報，116，25-33。
- 南秀和・安藤暁史・大塚孝治・菅原友恵・小野康・瀧繁幸（2011）：地理空間情報活用推進基本計画（平成 24 年 3 月 27 日閣議決定）について，国土地理院時報，123，81-93。